

平成25年 第4回帯広市教育委員会会議録

1. 平成25年2月28日木曜日 17時30分 ～ 18時
帯広市教育委員会会議を帯広市役所 教育委員会室に招集する。

2. 本日の出席委員

教育委員長	田 中 厚 一
教育委員	市之川 敦 子
教育委員	門 屋 充 郎
教育委員	伊 藤 成 昭
教 育 長	八 鍬 祐 子

3. 本日の議事日程

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について |
| 日程第 2 | 議案第13号 帯広市定住交流センター条例施行規則の一部改正について |
| | 議案第14号 帯広市生涯学習センター条例施行規則の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第15号 帯広市民文化ホール条例施行規則の一部改正について |
| 日程第 4 | その他 |
| 日程第 5 | 議案第16号 平成24年度帯広市一般会計補正予算について【非公開】 |
| 日程第 6 | 報告第3号 平成25年度帯広市学校教育指導の重点について【非公開】 |

田中委員長

これから、平成25年第4回帯広市教育委員会会議を開会いたします。

出席委員は全員であります。

会議は成立しております。

ここで諸般の報告をいたします。

(野原課長 報告)

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、門屋委員及び伊藤委員を指名いたします。

日程第2、議案第13号、帯広市定住交流センター条例施行規則の一部改正について外1件を一括して議題といたします。

直ちに説明を求めます。

大久保部長

議案第13号、帯広市定住交流センター条例施行規則の一部改正について及び議案第14号、帯広市生涯学習センター条例施行規則の一部改正について一括してご説明いたします。議案書は1ページからになります。本案は、とかちプラザの適切な管理と利便性向上のため、とかちプラザの4階にございます団体交流室の使用に係わる取り扱い及びセンターの内外における物品の販売、もしくは寄附金等の募集行為に係わる取り扱いを指定管理者に行わせることができるようにするため、条例施行規則の一部を改正しようとするものであります。とかちプラザにおきましては、主に地下1階と1階部分にあたります定住交流センターと2階以上にあたります生涯学習センターのそれぞれにおいて、定住交流センター条例施行規則と生涯学習センター条例施行規則を定めておりますことから、両規則の関係部分を改正することとしております。定住交流センター条例施行規則につきましては、2ページの新旧対照表にございますように、指定管理者に定住交流センターの管理を行わせる場合の規定に、第14条、団体交流室の使用に係わる条項、第18条、販売行為等の許可に係わる条項を加えることとし、生涯学習センター条例施行規則におきましては、4ページの新旧対照表にございますように、同様の規定に団体交流室の使用に係わる条項の第15条及び販売行為等の許可に関する条項の第19条を加えることとしております。説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

田中委員長

これから質疑に入ります。

各委員

ありません。

田中委員長

別になければ質疑を終結します。

お諮りいたします。

議案第13号、帯広市定住交流センター条例施行規則の一部改正について外1件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

異議なし。

ご異議なしと認め、議案第13号外1件は決定されました。

日程第3、議案第15号、帯広市民文化ホール条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

大久保部長

議案第15号、帯広市民文化ホール条例施行規則の一部改正についてご説明いたします。議案書は5ページになります。本案は、帯広市民文化ホールにおける物品の販売、もしくは寄附金等の募集行為に係わる取り扱いを指定管理者に行わせることができるようにするため、条例施行規則の一部を改正しようとするものであります。先ほどご審議、ご決定いただきました、とかちプラザの関係規則と同様に指定管理者に帯広市民文化ホールの管理を行わせる場合の規定に、販売行為の禁止を定めております第13条を加えるものでございます。説明は以上であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

田中委員長

これから質疑に入ります。

各 委 員

ありません。

田中委員長

別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第15号、帯広市民文化ホール条例施行規則の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

異議なし。

田中委員長

ご異議なしと認め、議案第15号は決定されました。

日程第4、その他に入ります。

事務局からその他説明事項はありますか。

事 務 局

ありません。

田中委員長

ここで会議の進め方についてお諮りいたします。次の日程第5及び日程第6の案件については、帯広市教育委員会会議規則第16条第1項第4号により非公開にしたいと存じます。

これにご異議ありませんか。

各 委 員

異議なし。

田中委員長

ご異議なしと認め、そのとおり取り扱いたします。

これより会議を非公開といたします。

日程第5、議案第16号、平成24年度帯広市一般会計補正予算についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

大久保部長

議案第16号、平成24年度帯広市一般会計補正予算についてご説明いたします。議案書は7ページからとなります。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、議会の議決を経るべき事件の議案について、教育委員会の意見を述べ

るものであります。議案書 8 ページをご覧ください。今回の補正予算案件は、本年 2 月 2 日に発生いたしました十勝地方中部地震による公共施設等の被害に伴う復旧・修復に要する経費を計上しようとするものでございます。教育委員会関連の施設被害等としましては、帯広小学校の体育館及び校舎の外壁に亀裂が入り、その補修費として 255 万円、とかちプラザの空調ダクト修繕に 40 万円、帯広市民文化ホールの大ホールの天井部分の亀裂部分に 90 万円、帯広の森体育館天井の断熱材が一部落下、もしくは外れたことによる修繕に 126 万 6 千円、更に帯広の森市民プール受水槽に一部漏水が発生したことに伴う修繕に 26 万 3 千円を計上しております。いずれの被害も軽微なもので、児童生徒や市民の利用に直ちに影響があるものではありませんが、補正予算により対応し、亀裂や漏水の拡大を防ぐとともに、次に備えようとするものでございます。これらの案件のうち帯広小学体育館及び校舎外壁、帯広の森市民プールの受水槽につきましては、修繕工事が年度を跨がざるを得ないことから、繰越明許費を設定しようとするものであります。また、9 ページにございますように、これらの財源につきましては、地方交付税のほか災害復旧債を充当しようとするものでございます。財源の修繕費への各充当内訳は、10 ページ、歳出の補正額の財源内訳にお示ししております。説明は以上であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

田中委員長
伊藤 委員

これから質疑に入ります。

聞き逃したかもしれませんが、帯広小学校の体育館は具体的にはどうだったのですか。

野原 課長

帯広小学校の体育館の外壁にひびが入った状態でございます。今までも若干のひびはありましたが、今回の地震で更に大きくなったものです。補足しますと、他の学校でもガラスが数枚割れたり、受水槽が漏水したり、ボイラーの配管のずれによる漏水など、若干ございました。それについては現年度の中で対応していきます。帯広小学校については、補正を組ませていただくということでございます。

伊藤 委員
市之川委員

分かりました。

今のことについて、他の学校はどうなのかと思ったのですけれど、それについては、現年度で対応するということですね。

野原 課長

そのとおりでございます。例えば、ガラスについては開いていると寒いので既に対処済みです。教室のガラスで割れているものはなく、屋体で何枚か割れていたという状況でございました。

市之川委員

その程度で済んだのですか。結構古い学校もありますけれど、外壁の亀裂はどうだったのですか。

野原 課長

外壁の関係で言いますと、帯広小学校だけです。八中でダムウエ

一ターが動かなくなつたということがありましたが、すぐに対応させていただきます、現年度の中でやりくりした状況でございます。

市之川委員
田中委員長

分かりました。

他になれば、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第16号、平成24年度帯広市一般会計補正予算については、原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

各委員
田中委員長

異議なし。

ご異議なしと認め、議案第16号は了承されました。

日程第6、報告第3号、平成25年度帯広市学校教育指導の重点についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

橋場企画監

平成25年度の帯広市学校教育指導の重点についてご説明させていただきます。この学校教育指導の重点は、帯広市の小中学校の教育水準の維持、向上及び各学校における創意ある教育活動を推進するために示す指針であります。対応につきましては、お手元のカラー版の構造図を基にご説明させていただきます。平成25年度、全体構造図を踏まえまして、4つの柱の具現化に向けた取り組みを重ね合わせることで、市内小中学校の全教職員の一層の共通理解を図ることを目指したものであります。また、具体的な指導内容等につきましては、信頼と絆といった本市が重視しているキーワードを大切に進めております。なお、正式には平成25年度の教育行政執行方針の決定を受けまして、内容、文言を精査し、委員の皆様にもお配りいたしますし、年度始めの校長会議において、各学校の校長先生にお示しする予定でございます。この構造図を始めとして、平成25年度の学校教育指導の重点の詳細につきましては、広く市民に周知を図るために市のホームページ等に掲げていく予定でございます。報告は以上でございます。

田中委員長
伊藤委員

これから質疑に入ります。

2点お伺いいたします。知、徳、体の3つの柱の中の知の部分で、全国学力テストにこだわるわけではありませんけれども、北海道として学力の低迷がテストによって少し分かってきたということから、北海道として学力向上のために様々な施策を打っているわけですが、帯広市として、学力テストに関しての昨年の取り組みと今年度の取り組みの違いがあればお聞きしたいと思います。それから、もう1点、今日的課題の中の国際理解教育のところですが、行政方針の中で、私の読み取りが悪いのかもしれませんが、交流という部分から少し一歩出たような形で、様々な体験や学習をさせようという感じを受けました。それで、昨年と今年の違いをお聞きしたいと思います。

橋場企画監

まず、知徳体の知の部分でございます。2枚目のところの赤い星印でお示ししているところが今年度特に強調している部分です。ご承知のとおり、全国学力・学習状況調査という言葉が一番初めて出てきております。今お話しがありましたように、北海道がこのことについて真剣に取り組んでおりまして、その中の一員として、私たちも真摯に取り組んでいきたいという思いもありまして、こういう形で掲載いたしました。学校は当初、学力調査だけが学力を見るものではないということもあって、もちろんそのとおりなのですが、道教委が進めているチャレンジテストなどの取り組みに対しても、協力的、積極的に取り組むようになってまいりましたし、学校教育指導訪問はこれまで2回行っていたものを今年度は3回行きました。特に3回目は学力向上をテーマにそのことを中心に協議してまいりました。来年度に向けて、今年の調査の結果がどうだったのか、具体的なデータに基づいて、それぞれの学校がピンポイントでプランを立てることができるようになってきましたので、そういった意味では、着実に一步一步ですけれども、学校も子どもたちも伸びてきていると思っています。それから、国際理解に関しては、ここ数年、小学校における外国語活動ということがはっきり打ち出されてきた関係もあって、単なる交流だけで終わらずに、言語活動を通して積極的にということもあります。ただ、もう少し広い意味で捉えますと、人権の問題、人間尊重の問題、マイノリティに対する思いやりの問題、様々なことが絡んでいますから、外国ということばかりではなく、隣の子どもと仲良くできるといったところも主眼にしながら取り組みを進めていきたいと考えております。

伊藤 委員
門屋 委員

分かりました。

失礼な質問になるかもしれませんが、手続き的にはこれが校長先生に伝えられ、校長先生から各学校で先生方に伝えられるのだろうと思うのですが、これはどの程度浸透しているのか、モニタリングできる体制が何かあるものなのでしょうか。それから、いじめ、体罰の問題が社会問題化していることについて、今のように生きる力を育むとか、人間を大事にするなどの話が先ほどの説明の中にもあって、来年度特に重要だというような発信はあるのかどうか教えていただければと思います。

橋場企画監

この構造図につきましては、教育基本計画ができてから、教育行政執行方針と指導の重点のつながりをきちっと位置づけていこう、そして、これを基に各学校で実践していくという構造をまず明らかにしたものです。それぞれの学校では、これらを基に年度始めに校長先生の教育理念に基づいて、うちの学校ではどういう形で進めていくかという職員会議を必ずやりますので、その中で、こうした部分を共通理解することになるかと思っています。また、本日、管理職

と教務主任の先生をお呼びして、概要の説明をいたしております。あくまでも、教育行政執行方針は案であることを配慮いただきながら説明しております。教務の先生あたりからきちっと伝わっていくような形になっております。最後に学校評価の項目がこれと全く同じではないのですが、ほぼ合致するような形で、各学校で行っておりますから、必ず行われると考えております。いじめ、体罰については、今回この中には入っていないのですが、詳細の文面の中には体罰は決して許されないということを改めて起こして、今年度強調する部分として位置づけておりますし、いじめに関しても、同じようにきちっと入れて強調し、学校に対して働きかけをしていきたいと考えております。

門屋 委員
田中委員長

分かりました。

他になれば、質疑を終結し、本件を終了いたします。

事務局からの説明は以上であります。この際、各委員から他に
ご意見、ご質問等があればお受けいたします。

伊藤 委員

最近テレビを見ていて、今日的課題について報道しておりますが、特に給食に係わってのアレルギーのことがかなり報道されていて、様々な取り組みをしているらしいのですが、子どもの口に入るまでのチェック体制が非常に重要だとテレビでは言っていました。帯広市の場合はどうなのかお聞きしたいと思います。

須貝 部長

私の方からお答えさせていただきます。詳しい話は担当者が間違いないと思いますが、一般的な話として、市内でもアレルギーを持っているお子さんがいらっしゃいます。今の給食は、アレルギーのものに代えて何かを出すことではなくて、食べないでいただいています。ただ、牛乳についてはお茶に代えてお出しすることがあります。アレルギーに関しては、学校と連携して対応しております。新しい調理場になれば、除去食をお出しすることになります。

市之川委員

それに関して、多分同じテレビだと思うのですが、私も疑問に思っていたのですが、アレルギーの事件があって、いろんな方の手を通してチェックしているにもかかわらず、おかわりしたときに間違えてしまったために、ショック症状になって重篤になった例があったのですが、帯広市ではおかわりはどうしているのですか。アレルギー食でもおかわりができるのですか。

須貝 部長

今の給食調理場ではアレルギーのあるお子さんは食べないということですから、基本的におかわりはないです。新しい調理場になれば、除去食といえども、アレルギー対応の食事が出てきますから、その部分については、どうやって今回のような事故にならないようにするか、新調理場建設の方でも考えさせていただいております。例えば、器を完全に分けてしまうなど、検討させていただいております。

田中委員長

市之川委員が言われたように、ちょっとしたチェック漏れなんですよね。最後の最後でチェック漏れしてというイメージでしたが、網の目をきちっとし、体制を整えていくことが大事だろうと思って私もそれを見ておりました。ぜひ、念には念を入れるようなチェック体制をお願いしたいと思います。

田中委員長

他になれば、本日予定されておりました案件はすべて終了いたしました。

以上で平成25年第4回帯広市教育委員会会議を閉会いたします。